

## 香川県広報誌等印刷業務仕様書

## 1 業務内容

- 県広報誌（令和8年5月号～9年4月号）
- 県議会広報誌（令和8年4月25日号、5月25日号、8月25日号、11月25日号、令和9年1月25日号）の印刷（色校正を含む）

## 2 基本部数

区 分	部 数
県広報誌5月号、県議会広報誌4/25号	418,400部
県広報誌6月号、県議会広報誌5/25号	418,400部
県広報誌7月号	418,000部
県広報誌8月号	418,000部
県広報誌9月号、県議会広報誌8/25号	418,400部
県広報誌10月号	418,000部
県広報誌11月号	418,500部
県広報誌12月号、県議会広報誌11/25号	418,900部
県広報誌1月号	418,500部
県広報誌2月号、県議会広報誌1/25号	418,900部
県広報誌3月号	418,500部
県広報誌4月号	418,500部

## 3 印刷物及び各号ページ数

## ○ 印刷物

	県広報誌	県議会広報誌
発行日	毎月1日	4月25日、5月25日、8月25日 11月25日、1月25日
規 格	A4判、4色刷り	A4判、4色刷り
備 考	いずれも中綴じなし（綴じ穴なし、位置を表示） 県議会広報誌は、県広報誌の中に折り込む。	

## ○ 各号ページ数

区 分	県広報誌	県議会広報誌	計
県広報誌5月号、県議会広報誌4/25号	16ページ	16ページ	32ページ
県広報誌6月号、県議会広報誌5/25号	16ページ	4ページ	20ページ
県広報誌7月号	16ページ	—	16ページ
県広報誌8月号	16ページ	—	16ページ
県広報誌9月号、県議会広報誌8/25号	16ページ	12ページ	28ページ
県広報誌10月号	16ページ	—	16ページ
県広報誌11月号	16ページ	—	16ページ
県広報誌12月号、県議会広報誌11/25号	16ページ	12ページ	28ページ
県広報誌1月号	16ページ	—	16ページ
県広報誌2月号、県議会広報誌1/25号	16ページ	12ページ	28ページ
県広報誌3月号	16ページ	—	16ページ
県広報誌4月号	16ページ	—	16ページ

#### 4 紙 質

次に定める紙を、原則として毎月号同一のものを利用すること。なお、受注業者は、落札後速やかに紙質を証明する書類を提出すること。（下記配慮事項については、証明する書類の提出は不要。）

- ・ 非塗工印刷用紙（上質紙）55kg、「古紙パルプ配合率」、「森林認証材パルプ配合率」、「間伐材等パルプ配合率」、「管理木材パイプ配合率」、「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率」及び「白色度」をグリーン購入法における算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。※ 現在の風合いを保つため、サンプルの用紙に準ずること。
- ・ 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。
- ・ バージンパルプ（合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合、原料の原木は、伐採に当たって原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続きが適正になされたものであること。
- ・ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値または加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。
- ・ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。
- ・ オフセット印刷の場合、植物由来の油を含有しており、芳香剤成分が1%未満の溶剤のみを用いているインキが使用されていること。

#### ○ 配慮事項（入札の条件ではないが、配慮いただきたい事項）

- ・ 総合評価値がより高いものであること。
- ・ 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- ・ バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。
- ・ 原稿入稿後から刷板作成までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。
- ・ 印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。
- ・ 印刷板（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。
- ・ 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。
- ・ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易なものであって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### 5 原稿の引渡

県及び県議会が指定した編集制作業者が作成するデータを、印刷業者にCD-RやDVD-Rなどの記録媒体またはEメールで提出する。印刷業務の日程は、概ね10日間とする。

#### 6 校 正

原則として、色校正（本紙校正とし、簡易色校正は不可）を1回行う。以降は責任校正。ただし、不完全な場合は、この回数にこだわらない。なお、色校正については、県及び県議会が指定した編集制作業者の指示に従うこと（色校正は指定用紙に両面印

刷したもので行う)。

## 7 納 入

- ・ 防水性を考慮した資材による梱包（25 部単位で交互に重ね合わせ、原則 1 梱包 200 部とする。ただし、ページ数の都合により事前に配布業者と協議して変更することができるものとする）とする。
- ・ 納入場所及び納入期限は下記のとおりとする。ただし、曜日等の都合により事前に県及び配布業者と協議して変更することができるものとする。なお、納入時刻は配布業者と協議して決定すること。
- ・ 配布業者の都合により、納入期限を変更することがある。その場合は、県又は配布業者から、事前に連絡をする。
- ・ 納入期限に履行がないときは、契約を解除することがある。
- ・ 各月号の業務を納入期限までに完了することができなかった場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額のうち納入未済部分に相当する額に当該納入期限が経過した日における民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する。

## 8 納入場所

### (1) 香川県総務部知事公室広聴広報課

ただし、県議会広報誌を含む納品月は、400 部を県議会事務局へ納品すること。

県広報誌 5 月号、県議会広報誌 4 月 25 日号	各 2,400 部
県広報誌 6 月号、県議会広報誌 5 月 25 日号	
県広報誌 9 月号、県議会広報誌 8 月 25 日号	
県広報誌 12 月号、県議会広報誌 11 月 25 日号	
県広報誌 2 月号、県議会広報誌 1 月 25 日号	各 2,000 部
県広報誌 7、8、10、11、1、3、4 月号	

### (2) 配布業者が指定する場所

県内 5 箇所程度の場所（令和 8 年 3 月末頃決定）

## 9 納入期限（予定）

ただし、8（1）については納入期限前の県が別途指定する日に納品すること。

区分	納入期限
県広報誌 5 月号、県議会広報誌 4/25 号	4 月 20 日
県広報誌 6 月号、県議会広報誌 5/25 号	5 月 21 日
県広報誌 7 月号	6 月 19 日
県広報誌 8 月号	7 月 21 日
県広報誌 9 月号、県議会広報誌 8/25 号	8 月 21 日
県広報誌 10 月号	9 月 18 日
県広報誌 11 月号	10 月 21 日
県広報誌 12 月号、県議会広報誌 11/25 号	11 月 20 日
県広報誌 1 月号	12 月 18 日
県広報誌 2 月号、県議会広報誌 1/25 号	1 月 21 日
県広報誌 3 月号	2 月 18 日
県広報誌 4 月号	3 月 19 日

## 10 その他

- ・ 印刷発注後、発注者の都合により変更が生じた場合は、別途協議する。
- ・ 印刷業者は、県広報誌及び県議会広報誌の編集制作業者の監督を受ける。

(参考) 編集制作業者 (令和8年2月1日現在)

県広報誌：株式会社羽野編集事務所

県議会広報誌：同上